島根県営繕工事等における情報共有システムの実施に関する
Ｑ＆Ａ（令和８年１１月）

１　システム利用料

問１　システム利用料の支払いは発注者・受注者のどちらが行うか。

（答）　システム利用におけるシステム運営会社への支払いは受注者が行ってください。

問２　要領第１２条第４項及び第５項に定めるシステムの利用月数の積算方法について具体的にどのように行うか。

（答）　以下に積算方法の例を示します。

＜発注者指定方式（要領第１２条第４項）＞

（１）余裕期間制度を適用しない工事（第１号）

①契約締結期限日が４月１日、工期末日が８月１日

→契約締結期限日翌日は４月２日で、４月「１５日」以前であることから４月を含める。よって、利用月数は５カ月（４月、５月、６月、７月、８月）

②契約締結期限日が４月１５日、工期末日が８月３１日

→契約締結期限日翌日は４月１６日で、４月「１６日」以降であることから４月を含めない。よって、利用月数は４カ月（５月、６月、７月、８月）

③契約締結期限日が４月３０日、工期末日が８月１０日

→契約締結期限日翌日は５月１日で、５月「１５日」以前であることから５月を含める。よって、利用月数は４カ月（５月、６月、７月、８月）

（２）余裕期間制度（発注者指定方式）を適用する工事（第２号）

④入札公告にて発注者が示した工期の始期日が４月１日、工期末日が８月１日

→工期の始期日は４月１日で、４月「１５日」以前であることから４月を含める。よって、利用月数は５カ月（４月、５月、６月、７月、８月）

（３）余裕期間制度（任意着手方式）を適用する工事（第３号）

⑤入札公告にて発注者が示した工期の始期日期限が４月１日、工期末日が８月１日

→工期の始期日は４月１日で、４月「１５日」以前であることから４月を含める。よって、利用月数は５カ月（４月、５月、６月、７月、８月）

（４）余裕期間制度（フレックス方式）を適用する工事（第４号）

⑥契約締結期限日が４月１日、入札公告にて発注者が示した余裕期間が４４日間、工期末日が８月１日

→契約締結期限日翌日は４月２日、余裕期間を加えた日が５月１６日で、５月「１６日」以降であることから５月を含めない。よって、利用月数は３カ月（６月、７月、８月）

＜受注者希望方式（要領第１２条第５項）＞

⑦システム利用を監督員が承諾した日（以下、「承諾日」という。）が４月１５日、工期末日が８月２０日

→承諾日は４月１５日で、４月「１５日」以前であることから４月を含める。よって、利用月数は５カ月（４月、５月、６月、７月、８月）

⑧承諾日が４月３０日、工期末日が８月３１日

→承諾日は４月３０日で、４月「１６日」以降であることから４月を含めない。よって、利用月数は４カ月（５月、６月、７月、８月）

問３　余裕期間制度における発注者が示した実工期が変更となった場合は、変更契約を行うか。

（答）　受注者からの申し出により、発注者が示した実工期を、受注者が短縮し、若しくは延長し、又は工期の始期日を変更した場合であっても、変更契約による精算は行いません。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による実工期の延長の場合は、要領第１２条第１項及び第３項に基づき、実際の変更後の実工期に応じ適切に変更契約による精算を行います。

問４　要領第１２条第５項に定める「・・・監督員が承諾した・・・」とあるが、事務処理はどのように行えばよいか。

（答）　受注者からシステムを利用する旨を記載した工事打合簿を提出してもらい、監督員が確認・承諾し、受注者に返却してください。監督員が承諾した日を、承諾日とします。

なお、余裕期間制度を適用する工事においては、工事打合簿の提出は工期の始期日以降としてください。

２　対象工事

問５　既発注工事でシステムを利用している場合、システム利用料の負担対応はどのようになるか。

（答）　本実施要領の対象は、適用日以降に入札公告する工事等としていることから、既発注工事は対象外となりますので、システム利用料の負担は受注者となります。

３　使用システム

問６　要領第５条に定めるシステムはどのようなものが挙げられるか。

（答）　システムは、国土交通省のHPに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」の対応状況一覧表を参考にしてください。

工事：https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html

業務：http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

なお、現時点での対応システムは以下のとおりです。

営繕工事

No	会社名	システム名
1	（株）アイサス	information bridge
2	（株）建設システム	情報共有システム RevSIGN

3	川田テクノシステム（株）	basepage
4	（株）建設総合サービス	電納 ASPer
5	（株）現場サポート	現場クラウド One
6	日本電気（株）	工事監理官
7	（株）ビーイング	BeingCollaboration / BeingCollaborationPM

委託業務

No	会社名	システム名
1	（株）アイサス	information bridge
2	（株）建設システム	工事情報共有システム
3	川田テクノシステム（株）	basepage
4	（株）建設総合サービス	電納 ASPer
5	（株）現場サポート	現場クラウド One
6	（株）トインクス	工事監理官
7	日本電気（株）	工事監理官
8	（株）ビーイング	BeingCollaboration / BeingCollaborationPM
9	（株）コルク	KOLC+

問７　分離発注（例　建築工事、設備工事で別に発注）とした場合、同じシステムを選定しなければならないか。

（答）　必ずしも同じシステムを選定する必要はありませんが、同じシステムを選定することで他工事との情報共有機能を使用できる場合があります。

４　成績評定

問８　システムを利用した場合、成績評定で加点を行うか。

（答）　システム利用の有無による加点、減点は行いません。